

(平成26年12月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は65万円、同年12月20日は55万円、16年7月8日は35万円、同年12月4日は53万7,000円、17年7月8日は39万円、同年12月10日及び18年12月8日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日
⑦ 平成18年12月8日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与、同年冬季賞与及び18年冬季賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から支給額に対応した保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 5 日は 65 万円、同年 12 月 20 日は 55 万円、16 年 7 月 8 日は 35 万円、同年 12 月 4 日は 53 万 7,000 円、17 年 7 月 8 日は 39 万円、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 8 日は 50 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年8月1日から7年7月14日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年8月及び同年9月は30万円、同年10月から6年9月までは32万円、同年10月から7年6月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月11日から同年6月1日まで
② 平成5年8月1日から7年7月14日まで

私は、A社に平成元年4月11日から勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年6月1日となっていることから、調査の上、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社における申立期間②の標準報酬月額が19万円に減額されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成5年8月及び同年9月は30万円、同年10月から6年9月までは32万円、同年10月から7年6月までは30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（7年7月14日）の後の同年9月4日付けで、5年10月1日及び6年10月1日の定時決定を取り消した上、5年8月1日に遡及して19万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、元事業主については平成7年7月27日付けで、複数の元同僚については申立人と同様に同年9月4日付けで、それぞれ標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見

当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年8月及び同年9月は30万円、同年10月から6年9月までは32万円、同年10月から7年6月までは30万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①について、申立人は、「平成元年4月11日からA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年6月1日となっている。」と主張しているところ、雇用保険の加入記録によると、申立人は、同社において平成元年4月24日に雇用保険被保険者資格を取得していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成元年6月1日となっている者は、申立人のほかに3人おり、当該3人の雇用保険の加入記録を確認したところ、申立人が一緒に入社したとして氏名を挙げた者を含む二人の記録は、同年6月1日より1か月から2か月前に雇用保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間①以前にA社に入社した者は、「私は、昭和63年11月ないし同年12月に入社したが、入社した当時は、1か月又は2か月の試用期間があり、その間、厚生年金保険料は控除されず、試用期間後、正社員となって初めて厚生年金保険料を控除された。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は2万5,000円、同年12月20日は2万円、16年7月8日は1万円、同年12月4日は1万2,000円、17年7月8日及び同年12月10日は1万円、19年12月7日及び20年7月4日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日
⑦ 平成19年12月7日
⑧ 平成20年7月4日

私がA社に勤務した期間において平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与、同年冬季賞与、19年冬季賞与及び20年夏季賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から支給額に対応した保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書及びA社から提出された回答書により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、平成15年7月5日は2万5,000円、同年12月20日は2万円、16年7月8日は1万円、同年12月4日は1万2,000円、17年7月8日及び同年12月10日は1万円、19年12月7日及び20年7月4日は3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉国民年金 事案 4679 (事案 154 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年2月までの期間及び平成元年9月から4年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から62年2月まで
② 平成元年9月から4年12月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金の加入手続を自分で行き、国民年金保険料は、亡くなった私の母が、最寄りの銀行で全て納付したと言っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。今回は2回目の申立てであるが、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿から、平成6年1月以降に払い出されたことが確認でき、申立期間①については全ての期間、申立期間②については一部の期間が時効により国民年金保険料を納付できない期間となること、ii) 申立期間①について、申立人はその母が加入手続を行ったと述べているが、母は申立人が行ったと述べており、申立期間②については、申立人は自ら元年9月に現在と同じ3階建てのB区役所へ行き国民年金の加入手続をしたと述べているが、C市によると、同区役所庁舎は4年4月に竣工したものであり、元年当時は小さな平屋建ての連絡所があったものの、同連絡所では国民年金業務の取扱いは行っていなかったことが確認でき、申立期間①及び②ともに申立人らの供述内容には矛盾があり、加入手続の状況が不明であるとともに、納付金額についても申立人らの記憶は明確でないため、保険料の納付状況も不明であること、iii) 上記「i」の手帳記号番号払い出し以前において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、20年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料は無いものの、申立期間②に加えて、申立期間①についても自身で国民年金の加入手続を行い、亡くなった母が国民年金保険料を全て納付したと主張しているため、当委員会からC市に対して、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しについて改めて照会を行ったところ、C市は、申立期間に係る昭和61年7月から平成4年12月までの期間について国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の払出しを行った記録は無いと回答している。

また、申立期間①及び②について、当初未加入期間とされていたところ、オンライン記録により、平成7年2月2日に事務処理が行われ、遡及して国民年金第1号被保険者の資格を取得していることが確認でき、当該事務処理時点では、時効（2年間）により申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、平成7年2月27日に過年度納付が可能な申立期間②直後の5年1月から6年3月までの国民年金保険料15か月分を納付していることがオンライン記録により確認できることから、上記の事務処理時点において、納付可能な保険料は全て納付し、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できなかったものと推認される。

そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月から60年2月まで
私は、A(国)に留学していた2年間を含む申立期間について、母が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うと申述しているところ、申立人の母は既に亡くなっており、申立人は申立期間の保険料の納付に関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成3年3月4日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人が所持する年金手帳、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、同年4月21日に国民年金第1号被保険者の資格を取得し、同年5月28日に事務処理されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月

私は、申立期間を含む昭和55年4月から同年7月までの国民年金保険料を同年7月29日にA区役所B出張所で納付しており、国民年金保険料領収証書も所持している。その後、申立期間の保険料は還付されたということであるが、還付金を受け取った覚えも無いので、申立期間を国民年金の保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金保険料領収証書により、申立人は、申立期間を含む昭和55年4月から同年7月までの国民年金保険料を同年7月29日に納付していることが確認できる。

しかし、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄及び昭和58年11月9日作成の「年度別納付状況リスト」の申立人欄に記載された国民年金任意加入被保険者の資格喪失日は55年7月30日となっている上、58年12月20日作成の「還付・充当・死亡一時金等リスト」には、56年1月28日に申立期間の国民年金保険料に係る還付決議が行われたことが記録されている。

また、申立人は「任意加入被保険者の資格喪失手続を行った日付や場所、誰が行ったのかは明確には覚えていない。」と述べているところ、申立期間当時の国民年金法には、任意加入被保険者は、いつでも申し出ることにより被保険者の資格を喪失することができ、資格喪失の申出が受理された日に被保険者資格を喪失するとされていることから、上記の年金手帳及び年度別納付状況リストの記載内容を踏まえると、申立人の資格喪失申出は昭和55年7月30日に行われたものと考えられる上、国民年金の被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入すること、及び国民年金保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することと

されており、当該資格喪失の申出により同年7月は被保険者期間とはならず保険料は徴収の対象とならないことから、申立期間を保険料納付済期間とすることはできない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取った記憶は無いと申述しているが、上記「還付・充当・死亡一時金等リスト」に記載されている申立人の国民年金手帳記号番号、生年月日、氏名、還付期間及び還付金額に誤りは無く、申立人の申立期間の保険料に係る還付決議に不合理な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5636（事案 5340 及び 5482 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで
② 昭和 47 年 12 月 31 日から 48 年 2 月 3 日まで

申立期間①については、これまで2回の申立てを行ったが、認められないことに納得できない。また、私がA社に1年以上勤務していたことは間違いないので、申立期間②も含めて調査の上、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) A社は昭和 48 年 2 月 12 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る賃金台帳等の存在を確認できないことから、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は 47 年 2 月 1 日と記録され、当該記録はオンライン記録と一致しており、記録管理に不自然さは認められないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 12 月 25 日及び 26 年 5 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、これまでの審議結果に納得ができないとして再申立てを行っているが、申立人の申立期間①に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿を再度確認したものの、不自然な点は見当たらない上、複数の元同僚に改めて照会したが、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況等について具体的な回答は得られなかった。

このほか、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらず

ないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社に勤務していたのは1年以上であるから、現在保有しているA社の被保険者期間の前後の期間を申し立てる。」と主張しているが、申立人は、同社を退職した時期について明確に記憶していない。

また、A社の事業所別被保険者名簿において申立期間②に厚生年金保険の被保険者であった者は28人であり、そのうち連絡が取れた8人に照会したが、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について具体的な回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 29 日から同年 8 月 1 日まで
現在勤務している A 社における私の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、平成 11 年 8 月 1 日になっているが、同年 7 月 29 日に入社した記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A 社から提出された労働者名簿及び健康保険資格証明書により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び B 企業年金基金から提出された「厚生年金基金加入員記録」により、申立人は、平成 11 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険料の控除方法について、「当社は、該当月分の保険料を翌月控除している。」と回答しているところ、当該事業所から提出された申立人に係る平成 11 年 8 月及び同年 9 月の給与明細書によると、同年 8 月の給与から厚生年金保険料が控除されておらず、同年 9 月の給与から 1 か月分の保険料のみが控除されており、申立期間に係る 7 月の保険料が事業主により給与から控除されていることを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5638 (事案 2579、4328、4710、5125 及び 5426 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 24 日から 34 年 4 月 2 日まで

私は、A社(現在は、B社)C店に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が既に支給された記録とされていることに納得できなかったため、これまでに5回にわたって記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。しかし、当時は出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だったので、どうしても納得できない。入院していたことを証言してくれる人がいるので、再度審議の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社C店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する24人のうち、申立人を含む19人が脱退手当金を支給されたことになっており、このうち申立人を含む15人は資格喪失後4か月以内に、4人は9か月以内にそれぞれ支給決定されていること、ii) 当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても脱退手当金を受給したと考えるのが自然であること、iii) 支給額に計算上の誤りは無く、同被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成22年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、「脱退手当金が支給決定された昭和34年6月当時

は出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だったので納得できない。」と主張して再度申立てを行ったが、戸籍謄本における子供の生年月日は、申立人の主張とは異なる昭和 35 年 4 月 23 日となっており、この主張は年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成 24 年 1 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、B社が保管する申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書を新たな事情を示すものとして提出した上、「昭和 34 年 4 月 2 日に出産を理由に退職し脱退手当金支給決定日（同年 6 月 3 日）には出産のため入院しており、戸籍の内容訂正を裁判所に申請中である。」と主張して再度申立てを行ったが、先の申立ての審議においても当該資格喪失確認通知書を考慮した審議は行われている上、仮に当該支給決定日当時、入院中であつたとしても、脱退手当金の受領は、社会保険事務所（当時）において直接現金で受領する以外に、同事務所が指定した銀行又は郵便局において、支給決定日から 1 年以内に受領が可能であつたことから、この主張は年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成 24 年 7 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、「脱退手当金が支給決定された昭和 34 年 6 月当時は出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だったので、どうしても納得できない。また、当時、旧姓でA社C店に勤務していたので、旧姓での調査をお願いしたい。」と主張し、再度申立てを行ったが、申立人からは新たな資料の提出は無い上、前回までの申立てにおいて、脱退手当金の受領の取扱いを踏まえた調査審議は行われていること、さらに、前回の申立てにおいて申立人から提出されたA社C店における被保険者資格喪失確認通知書の被保険者の氏名欄には申立人の旧姓が記載されていること、及び同社C店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名変更の記載は無いことから、申立期間当時、申立人の厚生年金保険被保険者の氏名は旧姓で管理されていたものと考えられるところ、申立人は「婚姻後も旧姓で勤務していた。」と述べていることを踏まえると、旧姓で記録管理されていることに不自然さは無く、これらの主張は年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められないとして、既に年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、平成 25 年 6 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その上、申立人は、「脱退手当金を受給していない。」と主張し、過去 4 回の審議結果に納得できないとして、再度申立てを行ったが、申立人から新たな資料の提出は無く、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成 26 年 3 月 26 日付けで年

金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、これまでと同様に、「脱退手当金の支給決定日においては出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることができない状態であった。」と主張し、このことについて証言してくれる3人の氏名を挙げていることから、当該3人に確認したが、そのうちの二人は、「申立人がA社C店に勤務していたことは知っているが、脱退手当金の受給の有無については分からない。」と述べている上、残る一人は、「昭和34年6月頃に、申立人が入院していたことを覚えている。」と述べているものの、既述のとおり脱退手当金の受領の取扱いを踏まえると、当該申述内容は年金記録確認千葉地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から 54 年 3 月 22 日まで

私は、昭和 52 年 5 月 1 日に A (地名) に在った B 社に入社し、C (部署) で D 業務を担当していたが、同社は、同年 6 月頃、E 社に社名を変更し、同年 7 月からは同社の F (地名) の G (部署) において 54 年 3 月 21 日まで勤務した。勤務期間中は、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社において厚生年金保険被保険者であった複数の元同僚は、「申立人を記憶している。」と供述していること、及び申立人が申立期間のうち、昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 3 月 16 日まで E 社において雇用保険被保険者となっていることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が B 社及び E 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、昭和 52 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、E 社という名称の事業所は、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにおいて確認することができない。

また、申立人は、B 社が E 社に社名変更したと主張しているが、商業登記の記録によると、両社は別の法人であったことが確認できるところ、B 社の代表者は、「当時の賃金台帳等の関連資料が無く、申立人に係る厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の控除及び納付については不明である。」と回答している上、E 社の代表者は既に死亡しているため、両社における申立期間の保険料の控除等について確認できない。

さらに、申立人は、「B 社には、申立期間直前まで勤務していた別の事業所の同僚二人と一緒に転職した。」と主張しているところ、当該元同僚二人の同

社における厚生年金保険被保険者記録は確認できず、そのうち一人は、文書照会の回答が無く、ほかの一人は所在が判明しないことから、聞き取り調査を行うことができない。

加えて、上記二人のほかに申立人が氏名を挙げたE社における元同僚及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であったことが確認できる者のうち、連絡先の判明した14人に対し照会したところ、10人から回答は得られたものの、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。